

令和5年1月
法務省矯正局

名古屋刑務所視察委員会からの実情調査の依頼について

- 1 現存する資料から確認できた範囲では、令和元年度から令和4年度まで（令和4年度については12月分まで）の間に、名古屋刑務所視察委員会が、被収容者の投書（視察委員会宛てに提出された書面）の確認や、被収容者との面接を通じて、名古屋刑務所長に対して施設運営の実情について調査依頼をした案件（情報提供にとどまる案件を含む。）は以下のとおり（名古屋刑務所のほか、豊橋刑務支所及び岡崎拘置支所に関する案件を含む。）。

	実情調査の依頼(総数)	職員の言動関係(注1)	その他(注2)
R4年度	119件	23件	96件
R3年度	179件	54件	125件
R2年度	206件	27件	179件
R元年度	202件	47件	155件

注1) 具体例

- ・ 個々の受刑者に対する処遇の違いへの不満
- ・ 騒音（職員の会話の音量や扉を閉める音等）への不満
- ・ 言葉遣いや態度への不満
- ・ 意に沿わない対応への不満 など

注2) 具体例

- ・ 食事や物品、設備等に関する要望 など

注3) 「職員の言動関係」と「その他」の両方の内容が含まれる案件は、「職員の言動関係」として計上している。

- 2 令和3年度における職員の言動関係の実情調査の依頼の中（令和3年10月）に、今回の暴行・不適正処遇に関与した職員1名の言動に対する不満に関するものが1件認められた（職員に嫌われ、パワハラを受けている旨。ただし、今回の対象受刑者に関するものではない。）。

なお、令和元年度から令和4年度までの間における職員の言動関係の実情調査の依頼の中に、保護室収容についての不満や「パワハラ」などの抽象的な申立てを内容とするものはあったものの、職員による具体的な暴力の事実を指摘するものは認められなかった。

3 令和元年度から令和4年度までの間における職員の言動関係の実情調査の依頼に対して、名古屋刑務所の行った調査では、いずれも不適切な事実は認められないとされていた。

名古屋刑務所視察委員会は、令和2年度及び令和3年度において、名古屋刑務所長に対し、所内での調査では限界があるため、客観的な第三者による調査等、一定の対策を講じることを求める意見を出していた。

法務大臣

⑤ 公表（法10条）

- ・ 委員会の意見
- ・ 講じた措置の内容

矯正局長

〈全国の刑事施設〉

公表案（意見・措置）を作成・報告

名古屋刑務所（長）

② 実情調査の依頼

③ 調査の上、回答

④ 施設運営に関する意見

視察委員会（年6回開催）

①

- ・ 面接（法9条2項）
- ・ 提案箱等を通じた書面

被収容者

※職員は検査してはならない（法9条4項）